

エリアサポート体制

広域エリアサポートチーム派遣実施要領

1 目的

幼稚園、保育園、認定こども園、小・中・義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）における特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する諸問題について、学校やコーディネーター等だけでは解決が困難な事案の際に、各教育事務所で構成する専門家のチームを派遣し、専門的な立場から指導・助言を行うことによって、対象となる幼児児童生徒に係る特別支援教育上の課題の解決を図るとともに校内（園内）の特別支援教育の体制整備の充実を図ることを目的とする。

2 広域エリアサポートチームの構成

広域エリアサポートチームは、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関の関係者から教育事務所ごとに構成し、特別支援教育課に報告するものとする。（様式は任意）任期は3年間とするが再任を妨げない。

3 派遣の対象

- (1) 幼稚園、保育園、認定こども園
- (2) 公立私立小・中・義務教育学校・高等学校
- (3) 中等教育学校
- (4) 特別支援学校

4 内容

- (1) 専門的な立場からの課題の整理と解決に向けた方向性の提案
- (2) 学校や家庭において実践されている支援に対する助言
- (3) 校内（園内）支援体制に対する助言
- (4) 関係機関との連携に関する情報提供

5 派遣要請

学校等は、特別支援学校のチーフコーディネーター又はエリアコーディネーターと調整の上、所定の手続により、市町村教育委員会、教育事務所を経て特別支援教育課長へ派遣を要請する。

6 派遣

特別支援教育課長は、広域エリアサポートチームの派遣要請を受け、必要と認める場合、広域エリアサポートチームを当該学校等へ派遣するものとする。

7 報告

学校等は、広域エリアサポートチームが訪問し、助言等を行った場合は、特別支援教育課長に報告書を提出するものとする。

8 経費

広域エリアサポートチームの派遣に係る経費は、エリアサポート体制事業費の範囲内で支出する。

9 その他

学校等及び市町村教育委員会との連絡調整は、チーフコーディネーター又はエリアコーディネーターが行う。その他、必要な事項については、別途定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

広域エリアサポートチーム派遣手続

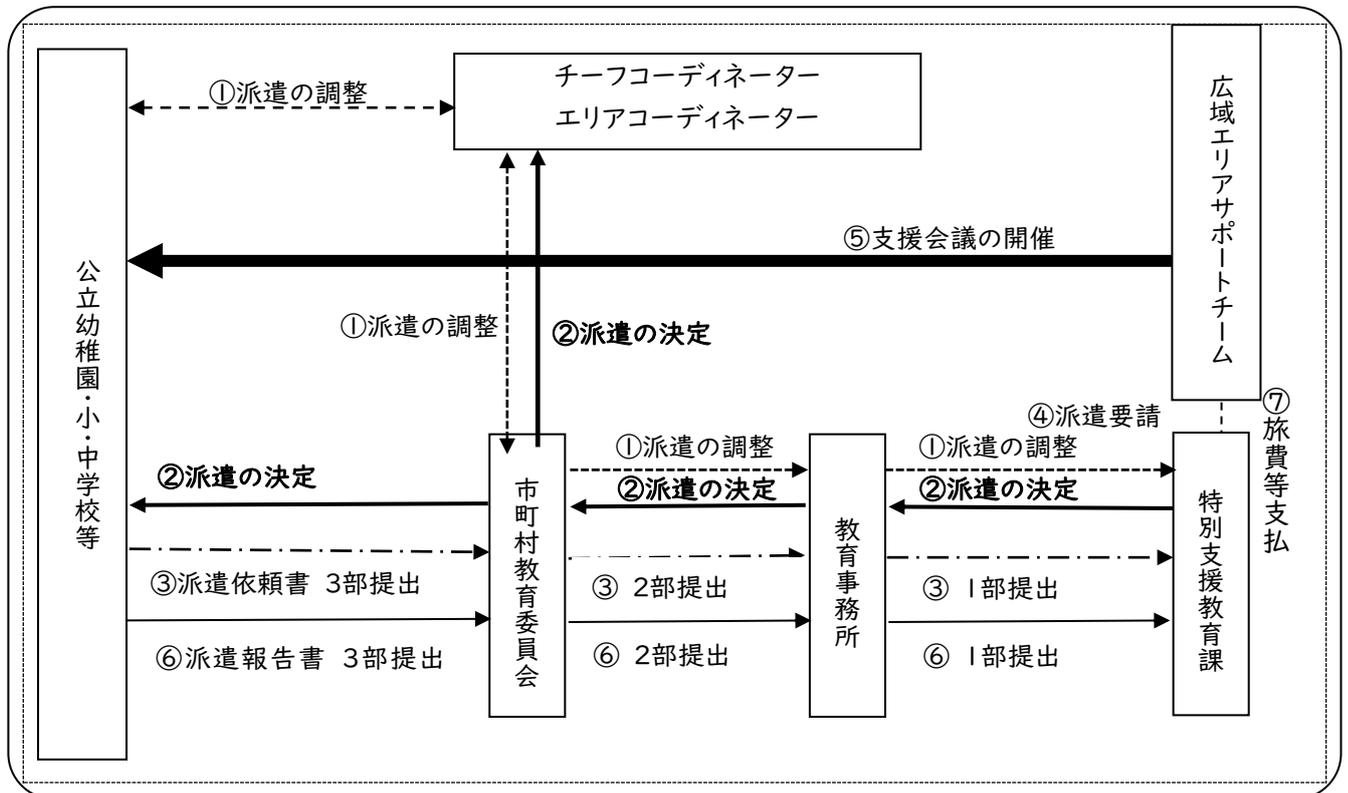
特別支援教育課

広域エリアサポートチームの派遣手続については、以下に示すとおりとする。

1 公立幼稚園及び市町村立小・中・義務教育学校

- (1) チーフコーディネーター又はエリアコーディネーターは、公立幼稚園及び小・中・義務教育学校（以下「学校等」という。）、市町村教育委員会と調整を図りながら広域エリアサポートチームの派遣について検討する。市町村教育委員会は、派遣が必要と判断した場合、教育事務所を通じ、特別支援教育課に事前に連絡する。
- (2) 特別支援教育課は、派遣の必要性について確認し、派遣の実施について教育事務所を通じ、市町村教育委員会及び学校等に連絡する。
- (3) 派遣が決定した場合、学校等は、「派遣依頼書」（様式1：3部）を市町村教育委員会及び教育事務所を経由して特別支援教育課へ提出する。市町村教育委員会及び教育事務所においては情報交換を行い、必要に応じて学校等に対して指導助言を行う。
- (4) 特別支援教育課は、広域エリアサポートチームへ派遣を要請する。
- (5) 学校等は、派遣要請書に基づき支援会議等を開催する。
- (6) 支援会議等終了後10日以内に「派遣報告書」（様式2：3部）を市町村教育委員会、教育事務所を経由して特別支援教育課へ提出する。
- (7) 特別支援教育課は、すべての関係書類を確認の上、派遣した専門家に旅費、謝金を支払う。

【公立幼稚園及び市町村立小・中・義務教育学校】



2 保育所、私立幼稚園、認定こども園等、私立小・中学校、県立中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

- (1) チーフコーディネーター又はエリアコーディネーターは、保育所、私立幼稚園、認定こども園等、私立小・中学校、県立中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）と、派遣する広域エリアサポートチームとの連絡調整を行い、派遣について検討する。派遣が必要と判断される場合には、特別支援教育課に事前に連絡する。
 - (2) 特別支援教育課は、派遣の必要性について確認し、派遣を決定した場合、チーフコーディネーター又はエリアコーディネーターを通して学校等に連絡する。
 - (3) 派遣することが決定した場合、学校等は、「派遣依頼書」（様式1）を特別支援教育課へ提出する。
 - (4) 特別支援教育課は、広域エリアサポートチームへ派遣を要請する。
 - (5) 学校等は、派遣要請書に基づき支援会議等を開催する。
 - (6) 支援会議等終了後10日以内に「派遣報告書」（様式2）を特別支援教育課へ提出する。
 - (7) 特別支援教育課は、すべての関係書類を確認の上、派遣した専門家に旅費、謝金を支払う。
- ※ 各学校等においては、広域エリアサポートチームの派遣について特別支援教育課及び所管課等に事前連絡及び実施後の報告を行うこと。

【保育所、私立幼稚園、認定こども園等、私立小・中学校、県立中学校、中等教育学校、県立私立高等学校、特別支援学校】

